

参加無料!!

定員 東京 60名
大阪 80名

具体的設例で検討する

東京・大阪で開催!

職務発明規定の改正

【東京】日時 2016年3月15日(火) 14:00~16:30(13:30開場)

場所 TKP東京駅大手町カンファレンスセンター ホール16B

【大阪】日時 2016年3月22日(火) 14:00~16:30(13:30開場)

場所 北浜フォーラム会議室

講師: 弁護士法人三宅法律事務所

パートナー弁護士・弁理士 松本好史

主催: 弁護士法人三宅法律事務所

協賛: 宝印刷株式会社

わが国の職務発明制度が平成26年に改正され、使用者が特許を受ける権利を原始取得できるものの、発明者には「相当の利益」を受ける権利が与えられました。そして、使用者が「相当の利益」を与える制度を構築するに当たって考慮すべき状況についての指針が公表されました。

本セミナーでは、職務発明規定の改正の沿革、改正法の内容、改正法に基づく指針の内容を俯瞰し、どのように職務発明制度をデザインすれば良いのかを説明するとともに、新たな職務発明制度の構築について解説します。

是非この機会にご参加ください。

時間	内容
14:00~14:05	開会のご挨拶 弁護士法人三宅法律事務所
14:05~16:15	講義のポイント 職務発明規定の改正の沿革 改正職務発明規定の内容 基準の策定についての手続 職務発明規定の具体的内容
16:15~16:25	質疑応答
16:25~16:30	閉会のご挨拶 宝印刷株式会社

会場のご案内



東京会場:TKP東京駅大手町カンファレンスセンター ホール16B

東京都千代田区大手町1-8-1
 KDDI大手町ビル16階
 (東京メトロ各線「大手町駅」C1出口直結
 JR各線「東京駅」徒歩9分)



大阪会場:北浜フォーラム会議室

大阪市中央区北浜1-8-16
 大阪証券取引所ビル3階
 (地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜駅」スグ)

「職務発明規定の改正」 参加申込書

弁護士法人 三宅法律事務所 宛

FAX:東京会場 03-5288-1025

大阪会場 06-6202-5089

貴社名	ふりがな				
連絡先 (TEL)					
(FAX)					
会場	<table style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:50%;">東京</td> <td style="width:50%;">大阪</td> </tr> <tr> <td>3/15(火)</td> <td>3/22(火)</td> </tr> </table> <p>ご希望の会場に をお付け下さい。</p>	東京	大阪	3/15(火)	3/22(火)
東京	大阪				
3/15(火)	3/22(火)				
所属部署・役職名	ふりがな				
	参加者ご氏名				

セミナー27年度(H)

お問い合わせ先: 東京 03-5288-1021(代表) (担当:野村、松原、吉野)

大阪 06-6202-7873(代表) (担当:檜根、早川、荻布)

お申込みを受けさせていただきましたら、FAXにて返信いたしますのでご確認ください。

恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございます。(定員は東京会場は60名・大阪会場は80名です。)

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。

詳細は、弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。